

在宅高齢者介護見舞金支給事業について

島原市内に居住する在宅の要介護者である高齢者(在宅高齢者)を介護している人に対し、見舞金を支給することで、介護の労をねぎらうとともに、高齢者の福祉の増進を図ることを目的とします。

《在宅高齢者とは》…9月1日現在(基準日)において、下記のいずれにも該当する者

1. 島原市に継続して1年以上住所を有する者
2. 満65歳以上の者
3. 介護保険法第19条第1項の規定による認定を受けた要介護状態区分が要介護3以上の者
※基準日現在で要介護認定を受けていない者については、裏面のQ&A(No.2)参照
※要介護2以下の方は対象となりません。
4. 基準日前1年間において、病院若しくは診療所又は介護老人福祉施設、介護老人保健施設に入院又は入所していた期間(短期入所生活介護を利用していた期間を含む)が183日を超えない者

《支給対象者》…9月1日現在(基準日)において、下記のいずれにも該当する者

- (1) 島原市に住所を有する者
- (2) 基準日前1年間において183日以上在宅高齢者を介護した親族又は同居の者

《認定申請》

令和5年9月1日～令和5年9月29日の期間中に支給認定申請書(様式第1号)に記入していただき、福祉課地域福祉班または有明支所へ提出してください。なお、提出期限以降の申請書の受理は出来ませんので、お早目の提出をお願いいたします。

《支給金額》

在宅高齢者1人につき 年額50,000円

※申請書に介護者の払込先金融機関を記入してください。

《その他》

- ・昨年度受給された方も毎年申請が必要です。

Q & A

- 1 在宅高齢者が9月1日に病院又は施設等に入院（入所）している場合であっても対象となるのか
(要綱第2条第1項)

基準日（9月1日）に病院又は施設等に入院（入所）していても、基準日以前の1年間のうち183日以上、在宅介護の実績が確認できれば支給対象となります。

- 2 基準日現在で要介護認定を受けていない者の取扱いについて(要綱第2条第2項)

申請書裏面の調査表に記入の上、申請をお願いします。後日保健師による訪問調査を行い、要介護3以上相当と判断された場合には在宅高齢者の要件を満たします。
(※他に、市内在住者・年齢・入院入所期間の要件あり)

- 3 在宅高齢者が市内で介護者が市外に居住している場合、支給対象となるのか(要綱第3条第1項)

介護者が市外に居住している場合、支給できません。

- 4 介護者が2人以上存する場合の支給対象者について(要綱第3条第2項)

主に介護している親族等を1人決めてもらい、代表して受給することになります。

- 5 在宅高齢者が同一世帯に2人以上存する場合の支給額について(要綱第4条)

在宅高齢者1人につき50,000円となっており、
2人の場合100,000円となります。

- 6 在宅高齢者が9月1日に死亡した場合の取扱いについて

8月31日以前に死亡した場合は該当しませんが、9月1日に死亡した場合、基準日当日は生存していると認められるため、該当します。

- 7 介護者が基準日には生存していたが、その後支給日までに死亡した場合の取扱いについて

基準日（9月1日）に生存していれば支給されます。なお、この場合においては介護者の遺族に支給いたします。
8月31日以前に死亡した場合は支給できません。